自動車保管場所証明申請・届出をされる方へ

～ご　案　内～

【申請書類について】

　　申請に必要な書類は、岐阜県下警察署交通課の窓口にてお渡しできるほか、

　岐阜県警察ホームページからダウンロードすることができます。

　　※他の都道府県警察の書式等も使用できます。（下記参照）

【自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書について】

　　申請・届出を行う方が独自に作成した様式等、岐阜県警察が作成した様式以外の自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書であっても、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則に定められた様式に記入すべき事項が全て記入されているなど、同規則に定められた様式であると認められるものであれば、申請又は届出に使用することができます。

【自認書又は保管場所使用承諾証明書】

　　申請・届出を行う方が独自に作成した様式等、岐阜県警察が作成した様式以外の自認書又は保管場所使用承諾証明書であっても、自動車の保有者が申請又は届出に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明するために必要な情報が記入されているものであれば、申請書又は届出書に添付する書面として使用することができます。

【自動車保管場所証明書の有効期間について】

　　自動車保管場所証明書は、警察署長の証明日から概ね１ヶ月(40日)を超え

ると運輸支局で受理されません。新車の申請（車台番号が判明する前の申請）で納期が未定等の場合は、申請日を検討（考慮）してください。

【申請手数料】

　　○自動車保管場所証明申請書交付等申請手数料　　　　　　　2,200円

　　○自動車保管場所標章交付手数料　　　　　　　　　　　　　　500円

　　○自動車保管場所標章再交付手数料　　　　　　　　　　　　　500円

岐阜県警察本部

交通部交通規制課